

2014年度 学位請求論文（博士課程）審査報告
福島大我「秦漢時代における皇帝と社会」

審査委員

（主査）専修大学文学部教授 飯尾 秀幸
（副査）専修大学文学部教授 荒木 敏夫
（副査）東京学芸大学教育学部准教授 小嶋 茂稔

一、問題関心と本研究の先進性、および史学史上の位置づけについて

本論文の問題関心は、中国史において長期に存続した皇帝制度の本質とその制度的な成立の画期を歴史的に跡づけることにある。この問題に関しては、これまでも多くの研究が存在しているが、本論文では皇帝制度が長期に存続したのは、皇帝権力が社会の側からその支配に対して「正当性」を獲得したからであるとする視点を提出したところに新しさがある。またその「正当性」の成立を、皇帝が支配する領域が前漢時代において変遷すること、ならびに前漢期の皇帝の実施する政策が変化することの意味を分析することで明らかにするという方法をとったところに本論文の特徴がある。この視点と方法は従来の研究の限界を越えようとする意欲的な問題意識から発せられている。

従来、この問題に関する研究は、おもに儒学の国教化問題、内朝・外朝の成立問題という形で議論されてきた。儒学の国教化は、武帝期になされたのか、それともその後の時代なのか、また武帝期以降に成立した内朝・外朝は皇帝の権力を相対化したのか、それともこれを絶対化したのかなどの議論がそれである。この議論においては、若干の例外的な研究を除くと、そのほとんどが制度史という中国史研究の伝統的な分野における議論の枠を出ていないという限界があった。本論文では、皇帝権力といえども社会からその「正当性」付与されて安定化するものであり、その「正当性」を獲得してはじめて、皇帝制度が長期に存続し得ると考えるのである。ただ社会から付与される「正当性」を実証することは、史料上からは極めて困難な状況にある。本論文においては、次に挙げる二方面からこの困難な状況を克服しようと試みた。

その一つについて。世界史において中国史を特徴づけるものの一つに、その領域の空間的広大さがある。しかしその領域においては、秦始皇帝が統一（郡県支配的一統）を果したものの、秦の滅亡とともに崩壊し、前漢時代には新たな地域区分（郡国制）ができ、それが再び郡県的一統に至るという歴史的展開をたどる。それを本論文では、新出の『二年律令』を利用して、郡国制の本質を明らかにし、一統と「首都圏」の確立の歴史的過程を具体的に検証する方法をとる。

いま一つについて。賜与・賑恤という皇帝が実施する政策に着目し、その展開を時代的に追究し、その変化の意味を明らかにして、上の一統という領域的変遷と関連させながら、本論文のいう「正当性」の観点から、その「正当性」の確立の時期を推定する。

したがって本論文の先進性は、従来は制度史的で、なおかつ曖昧なままに措かれていた前漢時代の時期区分の問題について、それを皇帝権力が社会の側から「正当性」を付与されるという視点に基づく区分論を提出し、それを具体的に論証しようとするその方法と

研究成果にある。そのためこの研究は、中国古代国家の成立を理解するうえで史学史的にも重要な意味をもつものとなっている。

二、論文構成の説得力と研究目的の到達点について

本論文は、以下のように、緒論および結語、そして本論部分五章から成っている。また、各章で使用した史資料からまとめられた表が一三（逃亡関連、酷吏・循吏、戸口、賜与・賑恤関連）、および郡国制（郡県・国・五関）関連地図が一、賜与・賑恤変遷図一が付されている。

緒論

第一章 皇帝権力の戸口把握－逃亡規定からみた

- 一 吏・民の逃亡
- 二 刑徒の逃亡、女子の再逃亡
- 三 私奴婢の逃亡
- 四 犯罪者の逃亡
- 五 徭役・公務・兵役・軍務からの逃亡
- 六 国外逃亡
- 七 その他の関連規定

第二章 前漢時代における「首都圏」の形成〔高祖～呂后期〕

- 一 漢王朝の成立と首都長安の選択
- 二 『二年律令』にみる漢初における「関中」と諸侯王国
- 三 「郡国制」の位置づけについて

第三章 前漢時代における「首都圏」の展開

- 一 「首都圏」の確立〔～宣帝期〕
- 二 前漢後半期の礼制改革〔～元帝期〕

第四章 瑞祥からみた漢代の皇帝権力

- 一 宣帝の即位状況と瑞祥
- 二 前漢代における瑞祥と祭祀・賜与との関連
- 三 文帝期の詐言事件にみる瑞祥と儒家思想

第五章 賜与・賑恤政策からみた漢代の皇帝権力

- 一 皇帝支配の正当性－賜与と賑恤の背景について
- 二 賜与賑恤の史料上にみる政策変化
- 三 前漢後半期という問題－社会構造の変化と国家の変質

結語

付表（逃亡関連、酷吏・循吏、戸口、賜与・賑恤関連）

郡国制（郡県・国・五関）関連地図

賜与・賑恤変遷図

上記のような構成から成る本論文は、以下の内容をもつ。

まず緒論では、秦漢時代の皇帝権力の性格に関する研究史を総括し、その問題点を、それら諸研究は、中国史の伝統的な分野である制度史的観点からの考察で、国家論からの視点が不十分であることを指摘する。戦後の一時期、「戦後歴史学」を主導した中国古代史研究には、国家論から皇帝権力の性格を論ずるという姿勢がみられたが、「戦後歴史学」の退潮と伝統的研究の根強い残存によって、近年では国家論の視点が欠落して、ただ制度史として捉えられるという傾向が顕著となっている。そこで本論文では、皇帝権力が存続するのは、単に強権の発動によってではなく、この権力が社会の側から「正当性」を付与されることによって可能となるという観点を提出して、国家論として皇帝権力の性格を論じようとする問題意識が論述される。その具体的に方法として、領域支配の経緯（一統支配・分割支配と「首都圏」）、人民支配の変化（瑞祥・賜爵と賜与・賑恤）と郷里社会との関係という視点が提起される。

第1章「皇帝権力の戸口把握—逃亡規定からみた」では、出土資料である張家山漢簡や睡虎地秦簡などに含まれる法律文書を用いて、一般民の「亡」に対する国家の対応について、その逃亡が郡県（直轄地）内の郷里間の移動に収まる場合は比較的寛容な姿勢をとっていた点、それに対して諸侯国（外国）への逃亡（人口流出）には厳罰を処していた点を明らかにする。前者の寛容は、郷里社会の秩序を維持する機能をもち、後者の厳罰は郷里社会の秩序を庇護するものであるとする。これらの規定は、郷里社会からその「正当性」を承認された存在として国家統治が認識されていたことを示す一つの素材となると考える。

第2章「前漢代における「首都圏」の形成」では、前漢前半期において専制権力の中心となる「首都圏」の形成過程について検討する。統一秦においては、全国を一律に郡県の統治を実行したが、前漢初期においては、首都長安を中心とした「首都圏」を形成し、その周縁へ郡県を、その外縁へ「五関」をさらにその外縁へ郡県を設置し、そのさらに外縁に諸侯国を設置するという構造を明らかにする。その構造は「首都圏」を防衛する二重・三重のラインを引くために取られた政策であると位置づける。巻末の地図は、今後の研究の進展にとって有意義なものとなっている。

第3章「前漢代における「首都圏」の展開」では、その「首都圏」の変遷と郡県制の全国展開について考察する。前漢中期では、いまだ三輔制が堅持されていたが、その一方で郡国廟の設置などにより、全国的な均質化も企図されはじめ、前漢後期においては皇帝を頂点とした統一国家の統治制度の確立と、全国的な支配の均質化が実現されることによって、統一秦において推し進められた「天下一統」政策がようやく結実し、これ以降、この一統が二千年にわたる制度的な祖形として成立することになったと論ずる。この分析によれば、前漢時代史の画期は武帝期ではなく宣帝期以降にあったということになる。

第4章「瑞祥からみた漢代の皇帝権力」では、宣帝期にその「出現」回数において特筆される瑞祥に注目し、瑞祥にともなう賜爵や賜与・賑恤の政策を富の再分配（贈与）として解釈する。そのうえでこの政策は、儒家思想に基盤をおくものであり、それは皇帝個人の人格を超越し、より普遍化された制度としての皇帝支配体制の構築を志向するものであったとして位置づける。こうした儒家思想の方向性は宣帝期には決定的となり、次代の元帝以降の礼制・廟制の整備や陵邑の廃止などへと展開していった。これは、前章における時期区分を補強する分析ともなっている。

第5章「賜与・賑恤政策からみた漢代の皇帝権力」では、増淵龍夫氏が提唱した山林薙伐による富の集積が戦国時代の専制権力の基盤となるとの議論を継承する。すなわちそれら君主の家産となった富を、君主が民に賜与・賑恤といった形で再分配する（贈与する）といった行為が、専制権力に郷里社会から「正当性」を獲得する一因となるとの理解を提起する。その贈与は、前漢後半期においても、豪族の台頭による郷里社会での貧富両極への分解と、そこで経済単位として析出せざるをえなくなった単婚小家族が、不作や災害によって再生産を果たしえない状況に陥ることが多くなるという変化に対応して、皇帝家産（帝室財政）の民への賜与・賑恤となってあらわれることになる。さらに当該時期に国家財政と帝室財政が一体化していくことは、皇帝の人格的（家産的）な支配から制度的な（国家的な）支配への変質ともかかわるものと解釈する。その意味から、前漢時代の各皇帝が賜与・賑恤の政策を実施した回数のグラフ化「賜与・賑恤変遷図」は、政策の変化を明確に示し、その結果もこれまでの画期の時期と一致していることが示される。

以上の5章の構成で成り立つ本論文において、中国の統一国家形成期における専制権力とその「正当性」、さらにその歴史的な意味について、以下のような結論を導き出すことになる。

秦の天下統一と始皇帝の時代は、始皇帝という強力な人格に依拠した支配であった。そのことは彼の死後に、彼が全国一律に実施した郡県制的支配が崩壊したことから裏付けられる。前漢時代の劉邦は、「首都圏」を設定して、全国一律ではなく、そこを根拠地とせざるを得なかった。それは一般民からの「正当性」を全国的な規模において獲得できる段階ではなかったことを意味したと解釈される。

その後、武帝期には全国一元的な郡県制支配が完成する。しかしこれは始皇帝と同様に、武帝という強力な人格があつてはじめて実現したものであった。そのため武帝の死後、強力な人格に依拠できない皇帝は、皇帝の個人的人格から脱却して富の再配分システムを制度として創設されることになる。本論文では、それを空間的な一統支配の実現、賜与・賑恤政策の確立といった制度の創設として理解する。こうした制度化が、その後の中国歴代王朝における皇帝支配の「正当性」への根拠となるに至ったと主張する。

三、史資料・文献収集の広さと実証性について

第一・二・三章では、出土資料である張家山漢簡『二年律令』を主たる史料として検討している。この資料については、著者が主導的役割を果たして完成させた訳注の仕事（『専修史学』35～48号）を十分に活用して考察している。個々の条文の解釈は正確であり、前漢初期における支配領域の構造を地図上に反映させた「郡国制（郡県・国・五関）関連地図」は高く評価される。また第一章において、郡県領域内での逃亡と国外（諸侯国）への逃亡との刑罰の相違から、郷里社会維持という国家意思を読み取る手法は優れている。

第四・五章で使用した史料は『漢書』を中心としたものとなっているが、瑞祥、および賜与・賑恤政策の事例を網羅的に収集して検討している。またこれらの事例には、歴史学のみでなく、思想史の分野（とくに儒学思想）の研究も多数存在するが、本論文ではそれらを広く収集し丁寧に整理し正確に位置づけている。

以上のように本論文では、十分な史料批判と広汎な研究文献の収集と、その活用とが十

分に行なわれていると判断できる。

四、研究の展望

以上のような成果をもちながらも、本論文にはいくつかの限界と、論じ尽くされていない点が存在する。たとえば、本論文で重視されている皇帝権力の「正当性」は、賑恤という政策を皇帝による民への贈与として解釈することで議論を展開している。その皇帝から民への贈与は、民が皇帝に対して納める租税という贈与への反対給付という位置づけである。この皇帝（それ以前では、王あるいは君主）と民との関係は、前漢後半期以前から存在していた。このいわば君主と民との間の「垂直的贈与・互酬関係」の完成は中国古代史の特徴ともなっている。前漢後半期に画期があったとする本論文の主張からは、それ以前からあったこの関係をどのように評価するのか、この点についてはいまだ明確には説明されていない。それは本論文で明らかにした前漢後半期に瑞祥や賑恤の政策が明確に現われるという事実が、一般に理解される贈与・互酬関係論のなかで如何なる意味をもっているのか、という問題とも関連する。

また前漢後半期の変革は、礼制の変革といった儒家思想上の問題なども同時におこっている。これらとの関連を明らかにできれば、前漢時代の歴史的画期という議論がより説得力を増すものと思われる。

さらにもう一点付け加えるとすれば、本論文では「正当性」を付与するものとして、郷里社会を維持するという国家意思の存在を重視する。そこにみえる郷里社会の構造をどのようなものとして論者は捉えているのか。これは困難な問題ではあるが、今後はその分析を是非展開していただきたい。

このように本論文の問題提起は、多方面に新らたな問題を惹起させるが、こうした点をさらに追究するならば、本論文の論点はより説得力をもつものとなる。論者もその点に関しては十分理解しており、審査者は、この点からの研究の進展を期待したい。

五、口頭試問について

口頭試問は、飯尾・荒木・小嶋の三委員によって行なわれた。各委員からの、総括的質問や個別的な質問に対して、本論文提出者は、その各々について適切、かつ明快に答え、十分に対応したと判断する。なお傍聴者は七名（本学大学院文学研究科院生五名、同修了生一名、文学部学生一名）であった。

以上、学位請求論文ならびに口頭試問などを総合的に判断して、審査者三名は一致して、福島大我氏に博士（歴史学）の学位を授与することを認める結論に達した。